## 婚外子差別撤廃を求める意見書

2013年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の 法定相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定(民法900条第4号ただし書 前段)を憲法違反と決定しました。既にこの規定は改正され、発効しています。 法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍 法改正案」を準備していましたが、国会の一部の猛反対に遭い、断念せざるを得 ませんでした。同年9月26日に最高裁第1小法廷が、この規定を合憲と判断し たことから、「緊急性を要しない」というのが改正案の提出を見送った主な理由 とされています。

しかし、婚内子と婚外子を分かつ最も大きな民法上の規定が廃止された以上、 この規定は、ほとんど意味をなさないものです。また戸籍実務上も、出生届に基 づく戸籍の作成に当たって、全く必要のないものです。

最高裁第1小法廷は確かに合憲との判決を出しました。しかし、その中身は「違憲とまでは言えない」と述べるものの「この欄が必要不可欠とは言えない」と明言している上、立法において見直すべきという櫻井裁判官の補足意見も付されており、決して現状を是としたものではありません。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、我が国のこの規定も、既に改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれます。

また、続柄欄で、「長(男・女)、二(男・女)、三(男・女)、…」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では全く必要のないものです。また、2004年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は「男」「女」と記載されており、婚外子差別の原因となるものです。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に婚外子差別のある中で、みずから名乗り出るには困難が伴います。また国や行政による公報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢います。したがって、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

よって、国立市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について、戸籍法の 改正を求める。

- 1. 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2. 戸籍法第13条4号及び5号を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成27年12月21日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣